

【規制基準（特定建設作業）】

特定建設作業を行う際は、以下の規制基準を守らなければなりません。

・特定建設作業騒音・振動

	騒音関係	振動関係
基準値	8.5 dB	7.5 dB
作業禁止時間帯	1号区域 19時～翌日7時 2号区域 22時～翌日6時	
最大作業時間	1号区域 1日10時間以内 2号区域 1日14時間以内	
最大作業日数	連続6日間	
作業禁止日	日曜日及びその他の休日	

備考：1号区域とは、2号区域以外の区域をいう。

2号区域とは、工業地域及び工業専用地域（学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内を除く）をいう。

【桜井市環境総務課】